

(1) 発生件数 21 件 (前年度: 20 件)

(2) うち、重大な不備 3 件 (前年度: 8 件)

【重大な不備】

市民(市)に対し大きな経済的または社会的不利益を生じさせたもの。

各リスク評価項目に関して次の評価であるものをいう。

市民影響度が3、発生可能性が3かつ全評価の合計が7以上、または重要度が3かつ市民影響度が2以上

(3) 不備の内訳(種類別)

不備の種類	件数
整備上	6 件
運用上	15 件

【整備上の不備】例規等の未整備など

【運用上の不備】例規等には抵触していないが、運用の過程に不適切な部分が生じたもの

(4) リスク評価の詳細

評価	市民影響度	発生可能性	重要度
3	1 件	2 件	6 件
2	4 件	3 件	10 件
1	16 件	16 件	5 件

【市民影響度】

市民への被害(想定)額を、3段階で評価する。

1=100万円未満、2=100万円以上・2000万円未満、3=2000万円以上

【発生可能性】

事案の性質により頻度または再発する確率により3段階で評価する。

頻度は、週・月・年単位で起こり得るか、また発生時の件数は、100件未満か、100以上1000件未満か、1000件以上かの組み合わせにより評価する。

再発する確率は、25%未満、25%以上75%未満、75%以上であって、イレギュラー処理、月次・年次処理か、日次処理かの組み合わせにより評価する。

【重要度】

法令等の規定に抵触している程度により3段階で評価する。

1=運用が不適切、2=要綱や通知に反しているまたは例規等が未整備、3=法・例規に反している。

No.	評価日	報告日	事案名	内容	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
1	令和5年10月19日	令和5年7月20日	施設予約の誤削除	施設予約システムにおいて、会議資料作成のため予約状況を確認した際、誤操作により年間の予約データを誤削除してしまった。当該操作者には削除した認識がなかったところ、後に利用団体から自身の予約が削除されている旨連絡を受けて発覚。誤削除から発覚まで3週間ほどが経過しており、この間で他の予約が入ってしまい、誤削除を受けた予約のうち3件が再予約できずに代替施設での対応を依頼することとなった。	(整備上) ・事務処理マニュアルの整備(運用上の原因1点目の解消を含む)。 ・各職員のシステム操作が必要な場面と操作を明確化する。 (運用上) ・課会を開き、課内職員で情報共有をするとともに、再発防止策を検討した。 ・申請書とデータの齟齬の確認を手順書化し、当該手順書の運用を徹底する。 ・入力操作の際は2人1組で、入力内容を確認しながら行うこととした。	令和5年7月14日	1	2	2	不備	整備上
2	令和5年7月20日	令和5年7月20日	施設光熱水費の請求誤り	当該施設は市以外の団体も使用しており、施設の光熱水費をいったん市が全額負担したのちに、年度出納閉鎖期間中に、各団体の使用面積で光熱水費を按分、各団体負担分として請求し歳入としている。請求書の起案は性質上年度末時点の日付で紙決裁としているが、文書管理システム上に請求書の電子データとして、最終月の金額を含まない額(①)で保存していた。その後、最終月の請求も含めた額(②)で紙決裁の資料は整えられ、決裁後請求書様式を出力、発行した。ところが、文書管理システムデータ上は①のデータのまま②に差し替えられておらず、納付書の発行に当たって、①を担当者・決裁者とも参照してしまい、誤った金額で各団体に請求してしまった。	(整備上) ・事務処理マニュアルの整備(運用上の原因1点目の解消を含む) (運用上) ・決裁一般において、伺い文に請求額及びその根拠を記載する ・調定の摘要欄には起案番号を記載するとともに、伺い文をもって調定額等を確認する(伺い文は差替え忘れが発生しないため)	令和6年4月30日	1	2	2	不備	整備上
3	令和5年7月20日	令和5年7月20日	住民基本台帳ネットワークの接続障害	令和5年6月17日土曜日、始業の際に市民窓口課の住民基本台帳ネットワーク統合端末にログイン出来ず、マイナンバーカードの交付予約者へのカード交付等が不能となった。同日10:00、課内に設置されていたハブの故障が判明し、機器交換により事象が回復し業務を再開した。 市民影響:マイナンバーカード交付処理19件、転入処理1件	(整備上) ・わかり易い統合端末ネットワーク配線図、障害発生時の対応手順書の整備。 (運用上) ・機器故障は一定割合で発生するため、予備機を市民窓口課で保管する。 ・トラブルの切り分け、影響範囲における業務対応等、複数の職員で共有する。 ・情報政策課職員が不在時の連絡体制の確認。	令和5年6月19日	1	1	2	不備	運用上
4	令和5年11月22日	令和5年8月15日	支払い遅延に伴う遅延損害金請求漏れについて	賃貸借契約において、①各月の賃料を前月末までに支払うこと ②その期限までに支払いがなかったときは遅延損害金を支払うことと約款上になっていたが、賃料の支払いが遅れた際に所管課はその遅延損害金を請求せず、賃料の督促に留めていた。また、賃料の未払がある場合の支払いについては、遅延損害金や古い賃料から順に充当すべきところ、過去の未払月の分をそのままにして新しい月の賃料を期限内に支払っていた取扱いが見受けられた。	(整備上) 同様案件への注意喚起として、債権管理に関する課題の全庁的な情報提供の実施 (運用上) ・慢性的な納付の遅れ、遅延損害金の未払については是正・解消済み。 ・担当者及び係長は、各賃貸契約について支払い状況や更新手続きに遅延がないか、毎月、台帳等を照らし合わせて確認をする。また、支払いが遅れがち等 滞納の慢性化が予見される際は、係内全体で共通認識を持ち、早期に対処・改善に努める。	令和5年6月30日	1	1	2	不備	運用上

No.	評価日	報告日	事案名	内容	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
5	令和5年8月15日	令和5年8月15日	過年度(令和3年度)委託料の支払遅延	毎月支払うべき委託料の支払について、令和5年5月1日に業者からの連絡で、令和3年11月分が未払いであることが判明した。令和4年度予算から過年度分支出として科目流用し、支出した。(延滞金の発生はなし。)	(運用上) ・年間の定例的な支出について一覧表を作成し、事務スペースに掲示し、担当者及び係長によるチェックを行う。 ・年度末の支払い内容確認時に、財務会計システムで担当、係長及び管理職で確認を行う。	令和5年5月24日	1	1	1	不備	整備上
6	令和5年8月15日	令和5年8月15日	過年度(令和4年度)使用料及び賃借料の支払遅延	令和5年6月8日、債権者より、令和5年2月分及び3月分の複写機及び印刷機の借上料の振込が無いという連絡を受け、支払漏れを把握した。 出納整理期間を過ぎていたため、新年度に過年度分の予算を設け、流用して6月末に支出を行った。	(運用上) ・職場内の整理整頓を行う。 ・未処理の書類を入れておく場所をつくり、事務職員3人がいつでも確認できるようにした。 ・支出チェックリストを作成し、係長及び担当で毎月月末に財務会計システムで確認する。	令和5年6月30日	1	1	1	不備	運用上
7	令和5年8月15日	令和5年8月15日	過年度使用料の調定漏れ及び決算関連書類の差替え	・決算書参考資料作成後、決算審査中に差替え、再作成が発生。 ・ある使用料に関し、過年度分の調定額について見込み額で調定を行ったまま、出納閉鎖までに見込み額を確定額に変更すべきところ、その調定を怠った。 ・7月13日の決算審査に向けた調書作成作業の中で、使用料収入を管理する電算システムで集計した額と財務会計システムで集計した金額が異なることに気づいた。 ・決算監査資料の差替えに至った経緯等、7月26日監査委員へ説明し資料の差替えを行った。	(運用上) ・使用料徴収事務に係る業務スケジュールを再確認の上、課内で共有し、進捗管理を強化する。 ・毎月末に管理台帳システムと財務会計システムの収入状況を突合し、収入額と調定額に乖離がないことを確認する。 ・次年度において会計課から決算に関し周知する際、前年事例として取り上げる。 ・今後、会計管理において疑義が生じた場合は即座に会計管理者と相談の上、適正に対処する。	令和5年7月26日	1	1	2	不備	運用上
8	令和5年10月18日	令和5年10月2日	人事異動の内示及び辞令交付漏れ	令和5年4月1日付で市立病院の患者総合支援室に看護科から異動している職員(看護師1人)及び患者総合支援室から看護科に異動している職員(看護師1人)がいたにもかかわらず、異動内示や辞令交付が行われていなかった。 その結果、財政的な影響はなかったものの、令和5年9月に職員課にて追加の事務処理を行う事態となった。	(運用上) 看護管理室が発出する看護師の異動通知(紙)は病院総務課の正規職員担当に提出されるが、正規職員担当が所属一覧の作成や給与システムの入力に使用したのちにファイルに綴っており、病院総務課の他の職員の目に触れることはなかったため、担当者が事務処理後に病院総務課長まで回覧するように事務処理の手順を変更することで、内示での漏れは防げないものの辞令発出後5か月経過して初めて気づくような状況を回避できるようにした。 今回の事例を病院総務課と看護部で共有し、看護部でも3月初めには所属を超えた異動については人事案は固まっているとの確認を取ることができたため、3月初めに看護管理室の採用担当の看護科長に病院総務課総務係長が聞き取りをする、また看護部でも病院総務課に情報提供を異動通知の暫定版(紙文書)で行うという申し送りを行った。また、本件について病院総務課総務係長の事務引継書に総務係長が年度末に行うべき業務の一つであること、及び看護管理室に聞き取りを行う旨を記載し、今後対応漏れがないようにした。 また、医師の異動と同様に3月上旬の管理会議で異動内示の内容を総務課長が報告する形蔵、院長・事務長など管理会議メンバーが職員課の内示前に事前に確認する体制を構築した。 また、市立病院の組織図では看護部は院長及び担当副院長の下に属する部署となっているため、人事異動案を担当副院長及び院長に報告するフローとし、病院総務課で院長に確認することにより、看護職に限らず全ての職員の人事異動の内容を確認できる体制とした。	令和5年10月2日	1	1	3	不備	運用上

No.	評価日	報告日	事案名	内容	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
9	令和5年11月22日	令和5年8月17日	支援措置対象者の住所漏えい	・現況届の提出を求める書類を対象者に送付した際、婚姻関係にある者からDV等を受け、支援措置対象となっていた被害者の住所を誤って記載し加害者に送付してしまった。書類を受け取った加害者より、非開示のはずの被害者の住所が記載されているとの連絡があり発覚した。 ・該当書類を回収。同様な対象者がいないか点検し、他にはないことを確認した。 ・被害者に謝罪し、安全確保のため転居を希望する場合などは対応することを伝え、定期的に連絡を取っている。	(整備上) ・別居児童の住所記載欄は印字をしない設定に変更した。 (運用上) ・係および課内において、支援措置に関する書類への印字や事務フローを確認した。今後、支援措置対象者の住所漏えいのリスクがある欄への印字はしない。	令和5年7月24日	1	1	3	不備	整備上
10	令和6年1月19日	令和5年10月16日	手数料の徴収漏れ	申請に対する証明発行等を行う際に、日野市手数料条例別表の「その他諸証明」の項により手数料を徴収する運用を、過去の起案文書に基づき行うこととなっていたが、複数年に亘り手数料を徴収することなく当該証明を発行してしまったことが判明した。	(整備上) 日野市手数料条例別表「その他諸証明」の適用を改め、日野市手数料条例を改正して条例上で明示する。 条例改正は令和5年第4回定例会で上程する。 (運用上) 事務手順マニュアルに、手数料の徴収根拠条例及び徴収手順等を明記し、関係書類と同一場所に保管し、確実に引き継ぎがなされるようにする。また、市ホームページ上で証明発行手数料について記載し、外部に対しても手数料を徴収する旨を明示していく。	令和5年10月12日	1	1	2	不備	整備上
11	令和6年1月19日	令和5年10月16日	根拠規定等に関する不明確な説明	交付申請に対し不交付とする対応を行ったことについて、根拠規定等の説明を求められた際、その回答に曖昧な点が多く、法や通達に従った対応を行っていることに疑問をもたれることとなった。	(整備上) トラブル事例・対応方法一覧の作成(法や通達を運用するためのわかりやすい資料の作成) (運用上) トラブル事例の課内共有。事案発生課(委託業者含む)と関係部署との勉強会の開催。	令和6年3月31日	1	1	2	不備	整備上
12	令和6年1月19日	令和6年1月19日	滞納者に対する事務処理誤り	市で対応が困難な滞納のケースについては、ノウハウのある東京都に一定期間対応を移管する仕組みがある。その仕組みが適用された事例で、都において担保の設定と換価の猶予が適用されて、市に戻されたケースがあった。その後、換価の猶予期間は終了し、担保から債権回収可能な状態となったが、市ではほとんど実例のない処理であり、1年半ほど放置された。R5年度に入り、担当者が設定されていた担保から債権回収をするべく事務を進めようとし、課内の有識者に相談したものの、換価の猶予取消と担保解除はセットで処理するものと誤認した状態だったため、相談の主旨に齟齬が生じ、誤認が解消されなかった。この状態のまま換価の猶予の取消とともに担保の設定を解除する処理について、担当者は所定の決裁(部長)を回付し、上長はそれが誤った処理であることを気づかないまま決裁した結果、担保の解除通知が滞納者に送達され、担保から債権回収ができなくなってしまった。	(運用上) ・換価の猶予など、課長が指定する一定のレアケースについては、その対応方針について、課長、係長級、担当者で確認の上進めることとする ・流れに不明点の多い事務処理については、手順書を作成する ・上記以外であっても、日頃から滞納処分の方方向性や事務処理の進め方等、疑義があれば周囲の職員や上長に該当ケースを提示したうえで積極的に相談することとする ・本件ケースへの対応としては、当該滞納者と交渉し、担保を再設定する方向で調整していく	令和6年3月29日	2	3	1	不備	運用上

No.	評価日	報告日	事案名	内容	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
13	令和6年2月15日	令和6年1月19日	委託業務契約に対する消費税法適用の誤認識による仕入れ税額控除の適用誤り	市から都に業務委託している事務の消費税の取扱いについて、R5.11月の都からの通知(請求書)によって始めて不課税であると認識した。従来は課税扱いと認識しており、その認識の下に仕入れ税額控除を適用したうえで消費税を納税していた。不課税であることがわかったため、過去5年分の消費税額を再計算し、修正申告したうえで納税することとなった(プレスリリース済み)。さらに、R6.3月には延滞税の支払いも予定。会計上は特別損失として処理。類似例は全国的に発生している。	(運用上) ・消費税の課税判断に懸念のある案件の洗い出し作業を行う ・上記案件に対し、消費税法適用についての確認を行い、結果、消費税が課税されないものと確認された案件についてはリスト化し、確定申告決裁時に添付することとする ・決算支援業務の委託契約内容を見直し、R6年度からは確定申告の支援業務を追加し、税理士にチェックしてもらうようにする ・そのほか、同様の状況にある他自治体と再発防止策の情報共有をし、当市において採用できるか検討していく	令和6年3月29日	2	1	3	重大	運用上
14	令和6年2月7日	令和6年2月7日	支出負担行為の手続きを行わない口頭による発注	物品の購入を検討する中で参考見積を徴取したところ、特殊な物品のため納品まで10カ月程度かかることが判明した。その後、業者と打ち合わせを重ね、7月に最終的な見積書が提出された際に、納品を年度内に間に合わせるため支出負担行為の手続(契約締結)は事後に処理しようと考え口頭で発注を行った。10月に支出負担行為等の手続きが漏れていたことに気付いた。 本来契約後に受注者を行うべき打ち合わせや発注に基づく事務が既に進められていたが、必要な手続きができていなかったことを業者に説明・謝罪したうえで口頭発注を取消、改めて競争入札により業者を決定した。	(運用上) ・当該職員を含めた課の職員全員で契約等の基礎知識を学び、再発を防止する。 ・契約手続きに関する根拠を確認し、正しい手続きや手続きにおける不適切な行為を理解する。 ・上司は、担当からの相談内容に応じて、その金額の規模、納期、特例性などに応じて、総務課契約/主管課契約、競争/随意契約、の判断、方向性決定に関与し、スケジュール管理を含めた適切な進捗管理をする。	令和5年10月31日	1	1	3	不備	運用上
ここまで、 2月16日本部会議で報告済											
15	令和6年4月18日	令和6年4月18日	食中毒の発生	生徒20名が、調理実習で茹でたジャガイモを食べたところ、約50分後から約6時間後にかけて、頭痛、吐き気、腹痛、発熱等の症状を呈した(患者はいずれも軽症で、全員症状は回復した)。 調査の結果、残品の茹でジャガイモ及び参考品の生ジャガイモから、ソラニン類が検出された(ジャガイモには発芽部分や皮(特に緑化した部分)に有害物質であるソラニン類が含まれており、このソラニン類を大量に含んだ部分を除去せずに摂取すると食中毒を起こすことがある。))。	(運用上) 市立小・中学校に以下の内容を通知し、再発防止への対応を行った。 1 調理実習実施前に調理工程、衛生管理及び児童への指示事項について管理職とともに確認すること 2 食材については、給食の食材納入業者等信頼できる業者等から調達すること 3 食材の保存方法・保存期間等を適切なものとしながら、購入した食材はできるだけ早く使用すること 4 調理実習直前には、食材の品質を再度確認した上で、適切な方法で調理を行うこと	令和5年6月7日	1	1	1	不備	運用上
16	(令和6年5月10日を予定)	令和6年4月18日	給付事業の支給誤り	令和5年8月に市外転出等により受給資格を喪失した対象者に対して、6月から8月分までの給付を9月に支出した。給付管理システム上で給付済みの処理を実施しなかったため、10月の定期支払処理(6月～9月分)の際に、対象者として振込データを作成してしまい重複給付となった。給付対象者から重複給付となっている旨の連絡を受け、事実を把握した。 【対象者数】56人 【重複給付額合計】2,470,000円	(運用上) ・マニュアルの遵守を徹底。給付済の処理は2名(複数)で確認する。 ・法令等の根拠について理解を深め、作業手順に漏れないよう、回議書決裁時にチェックを行う。	令和5年10月31日	2	2	2	不備	運用上

No.	評価日	報告日	事案名	内容	再発防止策	対策日	市民 影響度	発生 可能性	重要度	不備の 程度	不備の 種類
17	(令和6年5月10日を予定)	令和6年4月18日	外国人転入者の個人番号 (マイナンバー)の誤登録	令和5年4月6日に海外から日野市へ転入した外国人住民について、転入処理をした際に、国内他市に居住する氏名・生年月日・性別が一致する別人の個人番号(マイナンバー)を登録してしまった。 8月30日に他市のマイナンバー担当課から連絡があり、日野市に在住の同姓同名の外国人住民にマイナンバーが誤って登録されている可能性があるとの照会があったことにより判明した。	(運用上) ・住民基本台帳ネットワークで外国人住民の本人特定を行う際には、氏名・生年月日・性別の確認だけでなく出入国の履歴、必要に応じて該当住所地へ照会するなど、詳細な情報確認を徹底する。 ・個人の特定が困難な場合は、特定できるまで手続きを保留する等の対応を行う。 ・マイナンバーの取り扱い事務に関するフローを組織内で改めて確認するとともに、職員への指導を徹底した。	令和5年9月4日	1	1	3	不備	運用上
18	令和6年4月18日	令和6年4月18日	郵便物の誤配(交換箱)	令和6年1月末頃、証明書の郵送請求のために送られた特定記録郵便(定額小為替入り)が行方不明になっていることが判明した。(郵便の記録では1/22に市が受け取ったことになっていた。)庁内で行方不明の郵便を探したが出てこなかったため、依頼元に再度送ってもらい証明書を発行した。 2月8日頃、行方不明だった特定記録郵便が無断で主管課の交換箱に入れられていた。	(運用上) ・総務課では郵便物の誤配がないよう、慎重に仕分けを行うことを徹底。 ・総務第2312号「令和6年4月1日以降の郵便業務について(通知)」の中で、交換箱に他部署宛の郵便物等が入っていた場合にはただちに総務課もしくは宛先の部署に連絡するよう依頼した。	令和6年1月31日	1	1	1	不備	運用上
19	(令和6年5月10日を予定)	令和6年4月18日	保険料の遡及賦課誤り	法改正により保険料賦課についての期間が明確化されたが、納付方法(特別徴収・普通徴収)により納期限が異なるため、改正により保険料の納付方法毎に賦課期限日を設ける必要があった。しかし、システム設定上は特別徴収に関して本来異なる普通徴収の期間設定(7月31日)がされており、特別徴収被保険者において、平成29年度より本来賦課できない2年を超えた期間において賦課、還付処理を行っていた。 【影響人数】78人、【影響額計】1,448,283円	(運用上) ・システムにおける適切な期間設定。なお、期間設定対応が終了するまでは、エクセル等で管理し、職員が目を確認する。 ・制度改正における対応は、バンダー任せとせず市側も内容確認に努める。	令和6年2月29日	2	1	3	重大	運用上
20	(令和6年5月10日を予定)	令和6年4月18日	都補助金の返還及び違約 加算金	国費及び都費を活用し、市が令和3～5年度にかけて実施している民間事業者による建設に対する助成事業において、都要綱上の条件を満たさない部分があることが判明。市が助成する要綱上では、この条件を記載していないことから民間事業者側に瑕疵はなく、市が条件を満たさない内容のうち既に受領していた令和3・4年度交付額を都に返還することとなったもの。また、併せて違約加算金が上乗せされた。【影響額計】31,428千円	(運用上) ・都と連携を密にすると共に、分かりやすい制度に改めるよう要望する。 ・議会への詳細報告を行うと共に、状況を庁内で共有する。 ・制度活用時には、詳細な内容把握に努める。	令和6年3月29日	3	1	2	重大	運用上
21	(令和6年5月10日を予定)	令和6年5月1日	工事契約における成果物の 納品遅延	納期が4/28であった工事契約について、現場の施工は期限までに完了していることを確認できていたが、完成図書に手直しが必要な状況となり、その対応をしていたところ、最終的な成果物の納品と検査官へのしゅん工報告が遅れてしまった(12月中旬)。 このことによって、工事費用の財源としていた補助金の手続きに影響(5月の段階で東京都から国に対ししゅん工済みとの報告がなされていた)が及び、場合によっては交付決定が取り消されるような事態に発展したが、東京都との協議によって(最終的な説明責任は負うものの)交付決定の取消しは免れた。	(運用上) ・担当者への仕事の割り振りを見直したうえで、各担当に事務の年間スケジュールを立ててもらう ・事務の年間スケジュールを係長まで共有し、係長は進行管理を行う ・進行管理や意識向上の機会として、朝礼を活用する ・上長だけでなく、検査官も含めて適宜報連相を行うこととする	令和6年4月1日	1	3	2	不備	運用上